

平成21年1月6日

各機関・団体の長 殿

福岡県小郡警察署長



「小郡・三井地区犯罪被害者支援協議会」会員及び部会員の就任依頼
並びに事務担当者会議への出席依頼について



謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から警察活動全般にわたり、格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、犯罪被害者支援活動につきましては、ご案内のとおり、国家レベルでの施策でもあり、各地で各種啓発活動等が行われております。当署におきましても、平成12年5月に「小郡・三井地区犯罪被害者支援協議会」を発足させたのでありますが、残念ながらこれまで主だった活動がなされずに現在に至っております。

つきましては、犯罪被害者支援活動における所期の目的を達成するために、別添「小郡・三井地区犯罪被害者支援協議会会則」に基づき、今後、各委員等の皆様と具体的な方策を協議して推進して参りたいと存じます。

貴機関・団体の皆様におかれましては、同協議会の趣旨、目的をご理解の上、ご賛同を賜り、同会員及び部会員へのご就任をご快諾いただきますようお願い申し上げます。

また、下記のとおり、同協議会の事務担当者会議を開催することと致しましたので、ご多忙中のところ恐縮に存じますが、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

なお、誠に恐れ入りますが、準備の都合もございますので、会員及び部会員の就任承諾並びに事務担当者会議への出席の有無について、別紙回答書により、1月15日（木）までにご回答いただきますようお願い申し上げます。

謹 白

記

1 事務担当者会議の開催日時・場所

(1) 日時

平成21年1月27日（火）午後1時30分から午後3時00分までの間

(2) 場所

小郡市大板井234番地の1

小郡警察署3階会議室

2 出席者

「小郡・三井地区犯罪被害者支援協議会」事務担当者

※ 事務担当者 ～ 原則として、犯罪被害者支援業務を担当する課長又は
係長相当の職員のご出席をお願いします。

3 次第

- (1) 開会のことば
- (2) 小郡警察署長挨拶
- (3) ビデオ上映
- (4) 本部犯罪被害者支援係課長補佐の講話
- (5) 質疑応答
- (6) 閉会のことば

【小郡・三井地区犯罪被害者支援協議会事務局】

小郡警察署総務課 犯罪被害者支援担当 牧野、谷崎

TEL 0942-73-0110

(内線210、211)

(別紙)

平成 年 月 日

小郡・三井地区犯罪被害者支援協議会事務局 行

「小郡・三井地区犯罪被害者支援協議会」会員及び部会員の推薦並びに
事務担当者会議の出席について（回答）

機関・団体名 _____

担当部・課名 _____

電話番号 _____

記

1 小郡・三井地区犯罪被害者支援協議会会員及び部会員への推薦

(1) 小郡・三井地区犯罪被害者支援協議会会員

☐ 就任を承諾します

会員の役職名 _____

会員のご芳名 _____

☐ 就任を辞退します

(2) 小郡・三井地区犯罪被害者支援協議会部会員

☐ 就任を承諾します

部会員の役職名 _____

部会員のご芳名 _____

☐ 就任を辞退します

2 小郡・三井地区犯罪被害者支援協議会事務担当者会議出席の有無

☐ 出席します

事務担当者の役職名 _____

事務担当者のご芳名 _____

☐ 欠席します

小郡・三井地区犯罪被害者支援協議会会則

(名称)

第1条 本会は、小郡・三井地区犯罪被害者支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、犯罪による被害を受けた者又はその親族（以下「被害者等」という。）の置かれている現状を踏まえ、被害者等の視点に立ち、行政機関及び民間団体（以下「機関・団体等」という。）との緊密な連携と相互協力によって、被害者等のニーズに対応した支援活動を効果的に推進することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 被害者等のニーズに沿った支援連携活動
- (2) 被害者等の実態調査活動
- (3) 被害者支援に関する研究活動
- (4) 被害者支援に関する広報啓発活動
- (5) その他被害者支援に関する必要な活動

(会員)

第4条 協議会の会員は、別表のとおりとする。ただし、第2条に定める目的に賛同する行政機関・民間団体等については、協議会の承認を得て会員となることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長2人を置く。

- 2 会長及び副会長は、会員の互選によって選出する。
- 3 会長及び副会長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、（副会長が複数の場合は、会長があらかじめ指定した順位により）その職務を代行する。

(顧問)

第6条 協議会には必要に応じ、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会員の総意に基づき選出し、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

(総会)

第7条 協議会の会議は、総会とする。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、年1回開催する。
- 5 総会は、会員の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。ただし、総会に出席できない会員が委任状を提出したときは、出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。

(臨時会)

第8条 臨時会は、必要に応じて、会長が召集する。

2 臨時会の議長は、会長が指名した者がこれに当たる。

3 臨時会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし、臨時会に出席できない会員が委任状を提出したときは、出席したものと見なす。

4 前条6項及び7項の規定は、臨時会について準用する。

(部会等)

第9条 協議会は、前3条の活動を行うために部会を置く。

2 部会は、協議会の会員が指定する者をもって構成し、部会長を置く。

3 部会長は、会長が任免する。

4 部会の会議は、部会長が必要に応じて召集し、議事を主宰する。

5 部会長は、必要があると認めるときは、部会会員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するために、小郡警察署に事務局を置く。

2 事務局長には、小郡警察署総務課長の職にある者をもって充てる。

(情報の保護)

第11条 協議会構成員は、協議会において知り得た情報の保護に十分留意しなければならない。

(福岡県犯罪被害者支援協議会との連携)

第12条 協議会は、福岡県犯罪被害者支援協議会と連携を図るものとする。

(会則の改正)

第13条 本会則の改正にあつては、総会又は臨時会の議決を得なければならない。

附 則

この会則は、平成12年5月11日から施行する。

小郡・三井地区犯罪被害者支援協議会 会員名簿

平成20年4月調査

	機関・団体名		役職	氏名	所在地	電話番号	備考
1	行政	小郡市役所	市長	平安 正知	小郡市小郡255-1	72-2111	
2		久留米市役所北野総合支所	支所長	眞名子文男	北野町中3298-2	78-4461	
3		大刀洗町役場	町長	安丸 国勝	大刀洗町富多819	77-0101	
4		三井消防署	署長	立石 武男	小郡市大板井279-1	72-5101	
5	教育	小郡市教育委員会	教育長	清武 輝	小郡市小郡255-1	72-2111	
6		久留米市教育部北野事務所	所長		北野町中273-1	78-2308	
7		大刀洗町教育委員会	教育長	中原 健二	大刀洗町富多819	77-2670	
8	社会福祉	小郡市社会福祉協議会	会長	石田 久治	小郡市大板井1180-1	73-1120	
9		久留米市社会福祉協議会北野支所	支所長		北野町中3245-3	78-7872	
10		大刀洗町社会福祉協議会	会長	古賀 芳男	大刀洗町富多826-1	77-4877	
11	医療	小郡三井医師会	会長		小郡市上岩田1246	72-5534	
12		救急指定病院	嶋田病院	理事長	小郡市小郡217-1	72-2236	
13			神代病院	理事長	北野町八重亀382-1	78-3177	
14	法律						
15	学校	小郡・三井地区学校警察連絡協議会	会長		小郡市小郡772	72-2027	
16		小郡・三井地区少年補導員連絡会	会長		小郡市大板井234-3	73-0266	
17		小郡・三井地区保護司会	会区長	竹内 努	小郡市福童582-1		
18	地域団体	小郡・三井地区防犯協会	会長		小郡市大板井234-1	73-0266	
19		小郡・三井地区交通安全協会	会長		小郡市大板井234-2	73-3939	
20	警察	小郡警察署	署長	成清 一郎	小郡市大板井234-4	73-0110	

小郡・三井地区犯罪被害者支援協議会 部会員名簿

平成20年4月調査

	機関・団体名		役職	氏名	所在地	電話番号	備考
1	行政	小郡市役所			小郡市小郡255-1	72-2111	
2		久留米市役所北野総合支所			北野町中3298-2	78-4461	
3		大刀洗町役場			大刀洗町富多819	77-0101	
4		三井消防署			小郡市大板井279-1	72-5101	
5	教育	小郡市教育委員会			小郡市小郡255-1	72-2111	
6		久留米市教育部北野事務所			北野町中273-1	78-2308	
7		大刀洗町教育委員会			大刀洗町富多819	77-2670	
8	社会福祉	小郡市社会福祉協議会			小郡市大板井1180-1	73-1120	
9		久留米市社会福祉協議会北野支所			北野町中3245-3	78-7872	
10		大刀洗町社会福祉協議会			大刀洗町富多826-1	77-4877	
11	医療	小郡三井医師会			小郡市上岩田1246	72-5534	
12		救急指定病院	嶋田病院		小郡市小郡217-1	72-2236	
13			神代病院		北野町八重亀382-1	78-3177	
14	法律						
15	学校	小郡・三井地区学校警察連絡協議会			小郡市小郡772	72-2027	
16		小郡・三井地区少年補導員連絡会			小郡市大板井234-3	73-0266	
17		小郡・三井地区保護司会			小郡市福童582-1		
18	地域団体	小郡・三井地区防犯協会			小郡市大板井234-1	73-0266	
19		小郡・三井地区交通安全協会			小郡市大板井234-2	73-3939	
20	警察	小郡警察署	副署長	尾上 勇治	小郡市大板井234-4	73-0110	

平成12年5月11日

1 支援協議会の基本理念

～犯罪被害者のニーズに沿った実質的支援活動の推進～

犯罪による被害を受けた者又はその親族（以下「被害者等」という。）の置かれている現状を踏まえ、被害者等の視点に立ち、行政機関及び民間団体（以下「機関・団体等」という。）との緊密な連携と相互協力によって、被害者等のニーズに対応した支援活動を効果的に推進すること。

2 支援協議会の活動

- (1) 業務を通じた被害者等の支援活動
- (2) 被害者支援に関する相互協力及び情報交換
- (3) 被害者支援に関する広報啓発活動
- (4) その他被害者支援に関する必要な活動

3 支援活動の内容

○ 自治体、保護司会等

母子福祉、生活困窮者等相談・指導、精神的サポート、女性相談、その他広報啓発活動

○ 教育委員会、学校警察連絡協議会

未成年者被害者対策

○ 医師会、救急指定病院等

被害者の診察・治療、精神的なケア

○ 法律事務所

法律問題の相談等

○ 社会福祉協議会

障害者関係被害者の支援等

○ 防犯協会、交通安全協会

再被害の防止、被害者支援に関する広報啓発活動

○ 消防署

火災事件等の相談に関する助言、指導等

○ 青少年補導員連絡会

少年被害者に対するケア活動